

# 令和8年度 米子市教育支援に関する手続き等(新学齢児)

米子市教育委員会事務局学校教育課

## 1 米子市教育支援委員会の審議について

### (1) 審議対象者

- ・令和9年度に特別支援学級または特別支援学校へ入級・就学を希望する新学齢児

### (2) 米子市教育支援委員会審議に必要な資料等

#### ① 米子市教育支援委員会までに必要な資料

「米子市教育支援委員会審議希望者報告書(新学齢児用)」

#### ② 米子市教育支援委員会までに必要な資料

「個人調査書」、「観察票」、「診断書」、「就学についての意見書(保護者)」

- ・資料様式は所定のものをもとに作成(記入例をもとに作成)

#### ③ 米子市教育支援委員会後に提出する書類

「就学希望書」

## 2 手続きの流れ

### (1) 米子市教育支援委員会審議希望者報告書の提出…①

- ・保護者との話し合い等十分行ったうえで提出



### (2) 米子市教育支援委員会審議資料の提出…②

- ・「個人調査書」、「観察票」、「診断書」、「就学についての意見書」



### (3) 米子市教育支援委員会の開催

- ・医師、福祉・教育関係者等の委員による審議
- ・保護者、園長、学校長へ審議結果の報告



### (4) 審議結果報告後の書類の提出…③

- ・「就学希望書」等
- (特別支援学級への手続きはここまで)



### (5) 特別支援学校を希望する場合

- ・県の就学支援委員会で審議(手続きは市教委が行う)
- ・結果は後日、保護者へ通知

### 3 米子市教育支援委員会開催予定

<b>第1回</b>	米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）	4階	中会議室3
(1)	該当者報告締切		7月14日（火）
(2)	審議資料提出締切		7月24日（金）
	米子市教育支援委員会	10:00~16:50	<b>8月20日（木）</b>
(3)	就学希望書等の提出締切		9月18日（金）

<b>第2回</b>	米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）	4階	中会議室3
(1)	該当者報告締切		8月25日（火）
(2)	審議資料提出締切		9月3日（木）
	米子市教育支援委員会	10:00~16:50	<b>9月24日（木）</b>
(3)	就学希望書等の提出締切		10月23日（金）

<b>第3回</b>	米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）	4階	中会議室3
(1)	該当者報告締切		10月15日（木）
(2)	審議資料提出締切		10月29日（木）
	米子市教育支援委員会	10:00~16:50	<b>11月19日（木）</b>
(3)	就学希望書等の提出締切		12月11日（金）
		(※新設学級設置の場合)	12月1日（火）

<b>第4回</b>	米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）	4階	福祉団体活動室
(1)	該当者報告締切		12月18日（金）
(2)	審議資料提出締切		1月8日（金）
	米子市教育支援委員会	10:00~16:50	<b>1月21日（木）</b>
(3)	就学希望書等の提出締切		2月12日（金）

#### ※審議対象者（原則）

第1回 特別支援学級在籍の6年生全員、**医療的ケアの必要な新学齢児**

第2回 **新学齢児**及び第1回希望者以外の児童生徒

第3回 **第1回、第2回で協議できなかった新学齢児**、児童生徒

**※特別支援学校を希望する場合及び特別支援学級の新設の可能性がある場合は必ず第3回までに審議を受けること、また、新規の申請は3回目までに行うこと。**

第4回 **第1～3回で再審議になった新学齢児**、児童生徒

**※特別な理由がない限り（転居等）、第4回で新規の新学齢児は対象外**

## 4 教育支援にあたっての留意点

### (1) 園内の支援体制の整備

【医療機関、特別支援学校、こども相談課等との連携】

・各関係機関と連携しながら、保護者に対して子どもの可能性を最大限に伸ばせる学びの場に関する正確な情報提供を行う。

【継続的な相談体制】

・子どもの教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、本人・保護者や園との合意形成を図る。

### (2) 保護者との就学相談について

・保護者との信頼関係を築きながら、ひとりひとりの可能性を伸ばするという視点で話し合いに臨む姿勢が大切である。

・幼児・児童・生徒の状況やその特性を共有し、教育支援について理解を深める。

・こども相談課による巡回相談等や米子市教育委員会による就学相談会等を活用する。

・特別支援教育の制度等の説明を通して、教育支援委員会の組織や役割等について共通理解を図る。

・審議資料の作成や教育支援委員会での審議について了解を得る。

・教育支援委員会までに、本人・保護者による特別支援学級・特別支援学校の見学や体験を行い、審議資料の作成を行う。

**※障がい種が複数の場合、それぞれの特別支援学級の見学や体験が必要である。**

(【例】知的障がいと自閉症・情緒障がいがある場合は、2つの特別支援学級)

**※障がいの状況に応じて、特別支援学級と特別支援学校、両方の見学・体験が必要となる場合がある。**

・教育支援委員会の判断と保護者の意見が異なった場合は、保護者、園、市教委と話し合いを持ち、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校について指導内容、施設、人的体制等を具体的に伝え、本人にとって望ましい学びの場について理解を得るようにする。

### (3) 米子市教育支援委員会審議資料の作成について

・個人調査書、診断書、観察票等に整合性があること。

・個人調査書②には、園としての判断を記載すること。

**複数の診断名がある場合、または障がいによる教育的ニーズが複数ある場合は、それぞれの観察票（聴覚障がい用、知的障がい用、自閉症・情緒障がい用等）を作成すること。**

・診断書や知能検査等には時間がかかるため、早めの対応が必要である。

・診断書等の費用は保護者負担とする。

◎書類の様式データは、米子市のホームページからダウンロードできます。

※トップページ「子育て・教育」→「学校・教育行政」

→ “学校教育課からのお知らせ”の「特別支援教育」

→ 「お子さんの就学について」 → 「教育関係者のかた向け情報」

**※加筆修正をお願いする場合があるため、データでの作成をお勧めします。**

### (4) 特別支援学校への就学について

・特別支援学校を幼児の就学先として考える際には、事前に特別支援学校と協議をし、その可能性を特別支援学校と共有した上で保護者との就学相談を進める。

・各特別支援学校で開催される説明会や体験を通して合意形成を図ることが大切である。